



東京都人権プラザ分館の概要 及び 平成29年度管理運営状況

1 設置根拠

東京都人権プラザ条例（平成13年条例第103号）

2 設置の目的等

人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人一人の人権が尊重される社会の実現に寄与する「人権啓発の拠点」として、都が平成14年1月に設置

3 施設の概要

- (1) 竣工 昭和47年7月
- (2) 所在地 東京都台東区橋場一丁目1番6号
- (3) 敷地面積 1,232.92㎡
- (4) 建物面積 2,312.65㎡
- (5) 施設 地上3階地下1階
 - 3階 大会議室、ホール兼視聴覚室、赤ちゃん・ふらっと
 - 2階 小会議室、相談室
 - 1階 ロビー、事務室、展示室
 - 地下 機械室

4 指定管理の実施

- (1) 指定管理者 公益財団法人東京都人権啓発センター
- (2) 指定期間 平成28～29年度（2年間）
- (3) 業務内容 ①管理、運営
②プラザの建物維持管理
- (4) 委託経費 59,438千円（29年度）
- (5) 備考 （公財）東京都人権啓発センターは、プラザ本館の指定管理（平成29年1月1日～30年3月31日）を行っている。

5 平成29年度の主な管理状況

- (1) 建物清掃 日常清掃、定期清掃
- (2) 警備 受付警備
機械警備
- (3) 保守管理 電気設備点検、エレベータ設備点検、自動扉設備点検
- (4) 主な修繕 施設の移転に伴う水道使用量減に対応する受水槽の水位変更工事、ホール兼視聴覚室のスクリーンの修理

6 平成29年度の主な運営状況

- (1) 年間利用者数
 - 総利用者数 25,271人
 - ・会議室等利用者数 18,156人
- (2) 特定相談事業
 - 特定相談件数876件
 - ※区分別件数（同和問題711件、アイヌの人々165件）
 - ※相談方法別件数（電話640件、面接213件、Eメール12件、郵送11件）
- (3) 会議室等の貸出事業
 - 大会議室 518件（7,336人）
 - 小会議室 179件（1,369人）
 - ホール兼視聴覚室 391件（7,928人）